第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式XVの符号$G_{11}$を同号算式XVの符号$L_{11}$とし、同号算式XVの符号$F_n$中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、「限る。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を加え、同号算式XVの符号$F_n$を同号算式XVの符号$H_n$とし、同号算式XVの符号$E_{21}$中「0.015」を「1.000」に改め、同号算式XVの符号$E_{21}$を同号算式XVの符号$G_{21}$とし、同号算式XVの符号$D_n$を$F_n$とし、同号算式XVの符号$C_{22}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $D_n$ | 地域活性化事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成21年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額 |
| $E_{22}=0.200$ | |

第十二条第六項の表市町村の項第一号算式中「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に、「11,400円」を「11,200円」に改め、同号算式の符号$C_{18}$ア中「0.0568」を「0.0561」に改め、同号算式の符号$C_{18}$イ中「0.1008」を「0.0993」に改め、同号算式の符号$C_{19}$ア中「0.0180」を「0.0548」に改め、同号算式の符号$C_{19}$イ中「0.0180」を「0.1008」に改め、同号算式の符号$C_{21}$イ中「0.0140」を「0.0145」に改め、同号算式の符号$C_{21}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $C_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0134<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0134 |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式を次のように改める。

| |
|---|
| 算式 |
| $\dfrac{\sum_{n=3}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=4}^{13}(D_n\times E_n)\times\dfrac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=7}^{20}(J_n\times K_n)+\sum_{n=21}^{22}(L_n\times M_n)+\sum_{n=21}^{22}(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{22}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=21}^{22}(R_n\times S_n)+T_n\times U_n+V_n\times W_n+\sum_{n=21}^{22}(X_n\times Y_n)}{219{,}000円\times A}$ |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号$C_2$を削り、同号算式の符号$C_3$中「0.018」を「0.017」に改め、同号算式の符号$C_4$中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号$C_6$中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号$C_7$中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号$C_8$中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号$C_{16}$中「0.028」を「0.027」に改め、同号算式の符号$C_{19}$ア中「0.005」を「0.016」に改め、同号算式の符号$C_{19}$イ中「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号$E_4$中「0.012」を「0.011」に改め、同号算式の符号$E_6$中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号$E_7$中「0.023」を「0.020」に、「0.027」を「0.017」に改め、同号算式の符号$G_{16}$中「0.028」を「0.027」に改め、同号算式の符号$G_{19}$ア中「0.005」を「0.016」に改め、同号算式の符号$G_{19}$イ中「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号$I_8$中「0.073」を「0.072」に、「0.087」を「0.086」に改め、同号算式の符号$I_9$中「0.038」を「0.037」に改め、同号算式の符号$I_{12}$中「0.076」を「0.075」に改め、同号算式の符号$I_{16}$中「0.046」を「0.045」に改め、同号算式の符号$I_{17}$中「0.051」を「0.050」に改め、同号算式の符号$I_{19}$ア中「0.009」を「0.027」に改め、同号算式の符号$I_{19}$イ中「0.009」を「0.050」に改め、同号算式の符号中「$K_{15}=0.070$」を「$K_{15}=0.069$」に、「$K_{16}=0.073$」を「$K_{16}=0.072$」に、「$K_{17}=0.081$」を「$K_{17}=0.080$」に、「$K_{18}=0.081$」を「$K_{18}=0.079$」に、「$K_{19}=0.014$」を「$K_{19}=0.081$」に改め、同号算式の符号$L_5$中「通常事業に係るもの」を「通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの」に改め、同号算式の符号$M_{21}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $M_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004 |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号$N_n$中「臨時事業に係るもの」を「臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの」に改め、同号算式の符号$O_{21}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $O_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004 |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号$P_n$中「事業に係るもの（平成21年度」を「事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度及び平成22年度」に改め、同号算式の符号$Q_{21}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $Q_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004 |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号$R_n$中「平成21年度」の下に「及び平成22年度」を加え、同号算式の符号$S_{21}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $S_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.007<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007 |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号$W_{21}$を同号算式の符号$Y_{21}$とし、同号算式の符号$V_n$中「平成21年度」の下に「及び平成22年度」を加え、同号算式の符号$V_n$を同号算式の符号$X_n$とし、同号算式の符号$U_{21}$の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| $V_n$ | 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額 |
| $W_{22}=0.011$ | |

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号$Y_{21}$の次に次のように加える。

| |
|---|
| $Y_{22}=0.007$ |